

子どもの貧困対策推進 フォーラムせたがや2025

日付：令和7年3月18日(火)

時間：14時～16時半

場所：玉川せせらぎホール

14:00 開会

子どもの貧困対策の動向、講師紹介

14:15 第1部

基調講演「子どもの貧困と学びの保障」

講師：西牧 たかね 氏

(法政大学社会学部兼任講師)

15:15 休憩

15:25 第2部

(1)講師による質疑応答

(2)子どもの学習支援の取組み紹介

(3)パネルディスカッション

「地域における切れ目ない学習支援の充実に向けて」

16:30 閉会

本日は、ご来場いただきありがとうございます。
以下につきまして、ご協力くださいますようお願いいたします。

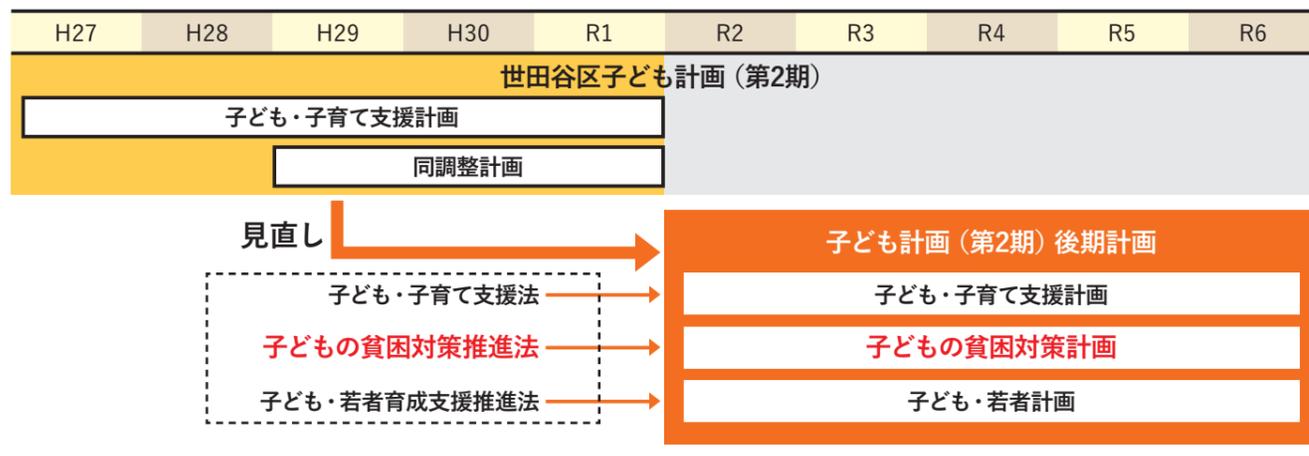
- 全館禁煙となっておりますので、喫煙はご遠慮ください。
- 会場内での飲食は禁止となっております。
- 会場内では携帯電話・スマートフォンの電源をお切りいただくか、マナーモードに切り替えてください。また、撮影や録音はご遠慮ください。
- 本フォーラムに関するアンケートを同封しておりますので、ぜひご協力ください。



1 計画の策定にあたって 策定の趣旨・計画期間・計画の位置づけ

子どもの貧困対策の推進にあたっては、親の妊娠・出産期や子どもの乳幼児期における早期の課題把握から、子どもの学校教育段階、さらに子どもが卒業、就職して、社会的自立が確立されるまで、切れ目のない支援を行うことが重要です。また、子どもの貧困の背景には様々な社会的要因があることを踏まえ、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、関係機関をはじめ地域が一体となり推進する必要があります。

このことから、これまでの取り組みをさらに充実・発展させていくことも踏まえ、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく子どもの貧困対策計画を策定しました。なお、子どもの貧困対策計画は、「子ども計画(第2期)後期計画」に内包するかたちで位置づけます。



2 世田谷区の子どもの取り巻く現状

親への支援策はあるが子どもへの直接的な支援策が少ない、支援が必要な家庭に情報が十分に届いていない等の課題に対応するために、これまで区は子どもの貧困対策に取り組んできました。この間の課題認識に基づき、子どもの貧困対策計画の策定にあたり、子どもの生活実態を把握するために、平成30年6月～9月までの間に、子どもと保護者を対象にしたアンケート調査及び支援者に対するヒアリング調査を実施しました。また、子ども計画(第2期)後期計画の策定にあたり、0～9歳の保護者やひとり親家庭等を対象にしたアンケート調査等も実施しました。

これまでの取り組みや子どもの生活実態調査等から

- 1割を超える子どもが生活困難層(※参照)で、その約8割がふたり親世帯
- 生活困難による子どもへの様々な影響
 - ・食の頻度の低さや孤食、栄養の偏り等、食に課題を抱えている
 - ・学校の授業がわからなかったり、家庭が定期的な教育費の支出ができない
 - ・放課後に一人で過ごしており、居場所がない
 - ・むし歯や抑うつ傾向があり、健康状態が悪い 等
- 生活困難を抱える保護者の状況
 - ・保護者自身が子ども期に困窮しており、現在も困窮している
 - ・保護者自身は子ども期に困窮しておらず、現在困窮している
 - ・不安定な就労状況や暴力被害にあった経験がある
 - ・支援・サービスへの利用意向はあったが、利用しなかった 等
- 生活困難を抱える子どもや保護者の姿が見えにくく、貧困が潜在化

3 子どもの貧困対策計画の方向性

- 1 主な課題**
- ひとり親世帯のみならず、ふたり親世帯を含む生活困難を抱える家庭への支援の必要性
 - 食・学習・居場所等で課題を抱える子どもへの支援の充実の必要性
 - 保護者への支援の充実の必要性
 - 支援の充実のみならず、支援・サービスの利用につなげていない子ども・保護者を支援につなげる必要性

- 2 計画の方向性**
- 子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されないよう、貧困の連鎖を断ち切ると同時に、新たな貧困の連鎖を生まないように～すべての子どもが健やかに育成される環境を整備すると同時に、ひとり親世帯のみならず、ふたり親世帯も含む生活困難を抱える子どもや保護者に対する支援を地域と連携しながら全庁的に推進～

支援・サービスの充実

- ① 子どもへの支援(食・学習・居場所等)の量・質の充実
- ② 保護者への支援の充実

支援につながる仕組みの強化

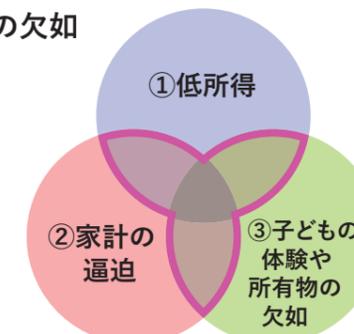
- ① 当事者の視点に立った情報提供、相談体制等の推進
- ② 支援者の気づきの感度の向上と連携強化

※生活困難層とは

生活困難層は「生活困難度」により把握します。貧困を測定する指標である「生活困難度」は、子どもの生活における困難を、

- ①低所得、②家計の逼迫、③子どもの体験や所有物の欠如の3つの要素から捉えています。

生活困難層(困窮層+周辺層)	
困窮層	2つ以上の要素に該当
周辺層	いずれか1つの要素に該当
一般層	いずれの要素にも該当しない



4 子どもの貧困対策計画の内容 ～5つの柱～

★は、子ども計画（第2期）後期計画において、重点政策として掲げているもの。

(1) 教育の支援

目標

- すべての子どもが等しく学び、夢や希望を持つことができる環境の整備
- 教育と福祉の連携により、学校での気づきを契機に生活困難を抱える子どもを早期に発見し、支援につなげる体制の強化



●質の高い乳幼児期の教育・保育を通じた支援

- ◎早期の対応と継続的な見守り・支援 等

●学校における学力向上に向けた取組みの推進

- ◎土曜講習会 ◎ICTを活用した学習支援（eラーニング） 等

★地域における学習支援事業等の充実

- ◎生活保護・生活困窮世帯、ひとり親世帯等の子どもを対象にした学習支援
- ◎子どもの学び場運営スタートアップ事業 等

●家庭の教育費の負担軽減のための支援の充実

- ◎就学援助制度や塾等に対する費用の支援等の周知の強化、利用促進 等

●学校での気づきを契機とした早期把握・支援につなぐための体制強化

- ◎スクールソーシャルワーカーをはじめ学校内外の教育相談体制の充実や質の向上 等

(2) 生活の安定に資するための支援

目標

- 生活困難を抱える子どもや保護者の生活の安定
- 安心して過ごせる居場所や児童養護施設等を巣立った若者への支援の充実
- 親の妊娠・出産期から家庭を支え、生活の安定に向けた支援の充実



★子どもの居場所づくりの充実

- ◎食の提供をはじめとする生活支援や学習支援の機能をもつ居場所の充実 等

●児童養護施設等を巣立った若者への支援の充実

- ◎給付型奨学金の提供 ◎住宅支援 ◎居場所支援・地域交流支援 等

●住宅支援の推進

- ◎公的住宅等に関する適切な情報提供 ◎ひとり親世帯家賃低廉化補助事業 等

●妊娠・出産期から生活の安定に向けた支援の充実

- ◎世田谷版ネウボラ（「せたがや子育て利用券」の拡充等） ◎特定妊婦支援 等

●食育の推進に関する支援

- ◎母子健診や食生活相談を通じた支援 等

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

目標

- 求職時等の子どもの預かりの充実
- 個々の状況に応じた就労支援の充実及び保護者が子育てと仕事を両立ができる環境の整備



●求職時等の子どもの預かりの充実

- ◎一時預かり事業の拡充 等

●個々の状況に応じた就労支援の促進

- ◎生活の見通しを立て、働き方について考える機会の提供
- ◎様々な就労支援プログラムの活用 等

●子育てと仕事の両立ができる環境づくりに向けた事業者への働きかけ

(4) 経済的負担の軽減のための支援

目標

- 家庭の経済状況に関わらず、子どもや保護者が安心して生活を送ることができる環境の整備



●子育てにかかる経済的負担の軽減

- ◎既存の手当等の利用促進

●養育費の安定的な確保のための支援

- ◎養育費相談会の充実 等

(5) 支援につながる仕組みづくり

目標

- 生活困難を抱える子どもや保護者が必要な情報を得て、確実に必要な支援につながるための仕組みづくりの強化
- 気づきの感度を高めるとともに連携を強化し、生活困難を抱える子どもや保護者を必要な支援につなぐことができる人材の育成



★当事者の視点に立った支援・サービスの周知や相談体制等の推進

- ◎当事者がためらわずに利用できる子どもへの食の支援事業
- ◎子どもにもわかりやすい生活困窮支援・サービス周知用冊子の作成・配布 等

★支援者の気づきの感度の向上と連携強化

- ◎早期発見のための気づきのシートの配布
- ◎子どもにもわかりやすい生活困窮支援・サービス周知用冊子の作成・配布
- ◎子どもの貧困への理解を深め、子どもの貧困対策の活動を活性化するためのフォーラムの実施 等

5 子どもの貧困対策計画の推進



- 子どもの貧困対策推進連絡会を中心に、関係所管が連携・協力し、施策や個別事業の適切な調整を図り、全庁的に推進
- 子どもの主体的な参加のもと、子どもの生活実態調査や個別事業等を通じて、子どもの声を尊重するとともに、保護者や地域と協働
- 全体の進捗管理や評価・検証は、「子ども計画（第2期）後期計画」全体の推進体制において実施

世田谷区子どもの貧困対策計画が内包されている子ども計画（第2期）後期計画は、区ホームページで公開しております。
<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/010/d00180244.html>



平成30年度子どもの生活実態調査についても、区ホームページで報告書を公開しております。
<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/010/d00165614.html>



世田谷区の無料学習支援



地域の団体による子どもの学び場

世田谷区子どもの学び場運営スタートアップ事業の助成を受けながら、地域の団体が区内で主に小学1年生から4年生を対象に学校の宿題等の自主学習をサポートする子どもの学び場が区内に13か所あります。



ひとり親家庭の子どもの学習支援 「かるがもスタディールーム」

世田谷区内に住んでいるひとり親家庭の小・中学生を対象に区内5か所で月2回、お子さん一人ひとりのペースに合わせて大学生や社会人ボランティアが無料で勉強を教えます。



地域で安心して学ぶ 「せたがやゼミナール」

区内5地域にて、毎週行っている学びの場です。小学生から高校生がボランティアといっしょに勉強したり、おしゃべりをしたり、安心して通える多世代の居場所です。



子どもと家庭を支える 学習・生活支援の拠点事業「まいふれいす」

経済的な理由等で支援を必要とする家庭の中学生を対象に区内2か所で、学習面や生活面をサポートします。



子どもの貧困と学びの保障

～子どもたちの現在と未来の幸せのために～

【1】はじめに

【2】調布市の学習支援事業

1 調布市子ども若者総合支援事業（ここあ）

- ・2015年秋スタート
- ・調布市社会福祉協議会が受託
- ・3つの事業： 相談、居場所、学習支援
- ・その他の特徴

2 学習支援事業

- ・対象：中学生
- ・利用要件：生活保護、児童扶養手当、就学援助のいずれかの受給世帯
- ・週3回開催、利用は週1回、1回は2時間
- ・学生ボランティアによるマンツーマンの指導

【3】どうして学習支援に携わるようになったのか

1 高校生による学びサポートの実施

- ・2011年から4年間

・中学校で、その後は地域のお寺で

2 その活動を始めた理由

・ある出来事

・「間に合わなかった」という後悔 →ではどうしたらいいのか

【4】「学びの保障」がなぜ必要なのか

1 貧困の世代的再生産（貧困の結果である不利が次の貧困を生み出す）

*一つのモデル

[阿部彩『子どもの貧困』岩波新書]

「15歳時の貧困」⇒「限られた教育機会」→「恵まれない職」→「低所得」→「低い生活水準」

2 「貧困」⇒？ ⇒「限られた教育機会」

？ の 内容の例：勉強が苦手→第一希望の高校に入学できない→高校中退

【4】

3 学習以前のハードル

4 学力以外の大切なこと

【5】“ここあ”で大事にしていること

1 学習面での支援 → 子どもたちの未来のため？

2 居場所・心のよりどころ → 子どもたちの現在のため？

【6】変わる子どもたち

・学習に向かう姿勢

・自己肯定感

・将来の目標

など

【7】学習支援事業の課題

1 学習支援の教室に通い始める前のハードル

・保護者にとって : 知る、理解する、行動する

・子どもたちにとって : 意欲、将来の展望、友人関係

2 利用に至る様々な経過

・中学生本人の希望

・保護者の希望

・支援機関からの紹介

・その他の例

【8】学校教育の役割

・学力保障

・福祉関連機関との連携

・格差を広げない

など

↑

・その前にまず、

【9】 市民一人ひとりができること